

平成21年12月 4日

庄内町長 原 田 眞 樹 殿

庄内町行政改革推進委員会
委員長 五十嵐 進

平成21年度庄内町事務事業評価に係る外部評価結果について（意見書）

今年度、庄内町にて実施された事務事業評価における内部評価の妥当性について、町民の視点に立って検証した結果、下記のとおりまとめましたので意見書を提出します。

記

1 委員会開催状況

平成21年	11月	16日	(月)	第2回行政改革推進委員会
	11月	24日	(火)	第3回行政改革推進委員会
	12月	4日	(金)	第4回行政改革推進委員会

2 審議した事項

平成21年度庄内町事務事業評価に係る外部評価について

3 委員名簿

五十嵐進、川村昭三、梅木 均、大瀧嘉瑞、佐藤敏雄、志田重一、鈴木富士雄
高橋克弘、和田明子

4 事務局

長南和幸、小林裕之、清野美保、永田 学

5 審議の結果

「平成21年度庄内町事務事業評価に係る外部評価」の結果については、別紙のとおりです。

別 紙

1 審議の対象とした事務事業

本委員会は、町が平成21年度に内部評価を行った全210事務事業のうち、下記の2つの基準により14事業を外部評価対象事業（以下「対象事業」という。）として抽出し、その内部評価結果における妥当性について審議しました。

【基準1】対象12事業

- 1) 担当課による民間活用の可能性にかかる評価において、担当者及び担当課長等がともに「民間委託」「民営化」が可能と評価された事務事業
- 2) 担当課による効率性にかかる評価において、担当者及び担当課長等がともに「民間委託によるコスト削減が可能」と評価された事務事業
- 3) 庄内町行政評価専門部会議における方向性評価において、「手法を見直しして継続」「拡充して継続」「縮小して継続」「廃止」と評価された事務事業

【基準2】対象2事業

庄内町行政評価専門部会議において、政策的判断が必要となる事業のため、方向性評価を除外した事務事業

2 審議にあたっての視点

本委員会の審議は、町が行った内部評価結果の妥当性について、以下の点に留意して審議しました。

- 1) 事業の「現状認識」「対象」「手段」「成果」について客観的に検証されているか。
- 2) 町として事業を実施する必要性が認められるか。
- 3) 事業を更に効率的かつ効果的に実施する余地はないか。

3 審議の結果

1) 対象事業に係る内部評価に対する審議結果（対象14事業）

内部評価の妥当性	対象事業	事業数
妥当であると判断された事業	総合計画推進事業（町民満足度アンケート）、保健指導事業、精神保健予防事業（社会復帰支援事業）、火葬場管理運営事業、北月山荘管理事業、観光施設管理事業、山村振興事業（南部山村広場）、各種スポーツ大会開催事業、各種スポーツ教室開催事業、体育団体育成事業	10
妥当ではあるが、一部内容の検討が必要であると判断された事業	介護保険事業（介護予防事業）、カート管理事業	2
付帯意見のみの事業	国民健康保険事業、福祉医療事業	2

2) 対象事業に対する付帯意見

対象事業に対する本委員会の意見は別紙2「平成21年度外部評価結果一覧」のとおりです。

3) その他の意見

対象事業の審議を進めていく中で、全体的な視点から、次のような意見がありました。

- ・行政の持つ施設の効率的・有効的な活用を図るためにも、民間と行政の役割分担を明確にしたうえで、民間で運営すべき施設については指定管理者制度の導入を積極的に進めること。
- ・指定管理者制度を含む民間委託の導入により合理化が図られた職員数については、本来行政が取り組むべき事業に対して重点的な配置を進めること。

第一次評価（担当課評価）		所管	事業の目的	分類	様式	民間活用の可能性		効率性（コスト）		今後の方向性		希望事業
H21No.	事務事業評価対象事業名					担当職員	担当課長・主幹	担当職員	担当課長・主幹	担当職員	担当課長・主幹	
1017	各種スポーツ大会開催事業	社	スポーツ活動参加のきっかけづくりとスポーツ活動を通して健康づくり、体力づくりさらには生きがいづくりにつなげ仲間との交流を深め、活力ある人づくり町づくりを推進し、自主的、自発的に大会を主管開催できる組織の育成を図ること。	⑥	様式Ⅱ	民営化・民間委託	民営化・民間委託	民間委託によりコスト削減可能	民間委託によりコスト削減可能	手法を見直しして継続	手法を見直しして継続	
1018	各種スポーツ教室開催事業	社	幼児から高齢者までそれぞれのライフステージに応じた教室の充実によりスポーツの日常化と生涯スポーツの推進を図る。	⑥	様式Ⅱ	民営化・民間委託	民営化・民間委託	民間委託によりコスト削減可能	民間委託によりコスト削減可能	手法を見直しして継続	手法を見直しして継続	
1020	体育団体育成事業	社	スポーツの普及、振興を図り、町民の融和と健康増進並びに青少年の健全な育成を図ることを目的とし、自主的、自発的に活動する体育教会及びスポーツ少年団等の育成を図る。また、総合型地域スポーツクラブの設立を目指す。	⑤	様式Ⅱ	民営化・民間委託	民営化・民間委託	民間委託によりコスト削減可能	民間委託によりコスト削減可能	手法を見直しして継続	手法を見直しして継続	

総合評価（行政評価専門部会議）	
今後の方向性	付帯意見
⇒ 手法を見直しして継続	担当課の第一次評価同様、手法を見直しして継続が望ましい。また、総合型地域スポーツクラブ設立後の将来的な指定管理者制度導入も検討が必要である。
⇒ 手法を見直しして継続	担当課の第一次評価同様、手法を見直しして継続が望ましい。また、総合型地域スポーツクラブ設立後の将来的な指定管理者制度導入も検討が必要である。
⇒ 手法を見直しして継続	担当課の第一次評価同様、手法を見直しして継続が望ましい。また、総合型地域スポーツクラブ設立後の将来的な指定管理者制度導入も検討が必要である。

外部評価（行政改革推進委員会）	
内部評価の妥当性	付帯意見
⇒ 妥当である	平成23年2月の総合型地域スポーツクラブ発足後も課題はあると思われるが、方向性としては、内部評価結果のとおり、指定管理者制度導入の方向性で進めていくこと。
⇒ 妥当である	平成23年2月の総合型地域スポーツクラブ発足後も課題はあると思われるが、方向性としては、内部評価結果のとおり、指定管理者制度導入の方向性で進めていくこと。
⇒ 妥当である	平成23年2月の総合型地域スポーツクラブ発足後も課題はあると思われるが、方向性としては、内部評価結果のとおり、指定管理者制度導入の方向性で進めていくこと。